

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年9月30日

令和3年10月29日

令和5年3月30日

西都市農業委員会

第1. 西都市の農業の現状及び展開・生産方向等基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

本市における農業の状況は、暖地の特性を生かした施設野菜、露地野菜、特用作物、畜産物と稲作を組み合わせた複合経営で、稲作のほとんどは超早場米の早期水稻である。園芸作物は、ピーマン、きゅうり、にら等の施設園芸を中心にした作物が多く、本県を代表する食料供給基地として貢献しているところである。

近年、消費ニーズの多様化や TPP など国際化の進展を背景に、国内外の産地間競争が激化するとともに消費者の食の安全・安心に対する関心が一層高まっている。

このような中で、本市農業の振興を図っていくためには、経営基盤を整備して一層のコストダウンを図り国際競争力を強化するとともに、変化する消費ニーズを的確に把握し、買いたいと思われる農畜産物生産を目指していく。また、スマート農業を導入しながらコストダウン・収量増大の両面を進めながら、農畜産物のイメージアップを図り、ブランドを確立することが必要である。水稻については、全国的に良質米の早進化が進んでいる中で、本市の早期米も「宮崎コシヒカリ」として一層の早進化を図るほか、新品種の導入による収穫期間の延長を図るとともに、作付けの集団化、共同作業による機械の高度利用、農作業の受委託の推進等を図り、高品位安定生産及び低コスト化に努める。

野菜については、本市農業の基幹作目であり、消費者ニーズに合った高品質野菜の生産に努め、施設の省力化、農作業の機械化を図り、低コスト化に努める。

畜産については、輸入自由化実施後は、大変厳しい状況にあり、農協をはじめ農業団体、関係機関等と畜産農家の国際化に対応する意識並びに体制づくり等を進める。

果樹については、宮崎県ブランドで全国的認知度の高い亜熱帯果樹の“マンゴー”“きんかん”等の産地醸成を図るとともに高品位平準化に努める。

今後は、これらの各農畜産物において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入してスマート農業を取り入れながら、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

本市は、中核都市の宮崎市とは25km、約30分の位置にあるが、大消費者と遠隔な立地条件にあるため、流通基盤の整備を図り、整備が進められている高速交通網などに対応した輸送体系の確立を図るとともに、量販店や産直インターネットなどの販売体制の多様化にも対応した総合的な販売戦略の確立を目指す。

農業構造については、隣接する宮崎市や他産業への労働力の流出が進み、農家戸数が年々減少している。この10年間（平成22年から令和2年）に減少した農家戸数は、838戸（37%）であり、大幅な減少を示している。

今後もこの傾向は一層進むと予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力等を備えた、企業的感觉を持つ企業の先進農家、兼業を持ち農業も行う自作兼業農家、農業は生きがいや趣味である自給農家、農地の所有権は持つが農業は行わない農地提供者に大きく分かれ、階層分化が更に進むものと思われる。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるように、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、将来にわたって地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、集落営農組織）や新たに農業経営を営もうとする青年等を育成確保するとともに、農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

以上のような観点から地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう西都市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する西都市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

農家数、農地等の概要

(1) 総人口

(単位：人)

区分 年次	総数	男	女	16才 未満	16～ 29才	30～ 49才	50～ 59才	60～ 69才	70才 以上	不詳
1990	37,218	17,546	19,672	7,804	5,403	9,963	5,108	4,700	4,240	—
1995	36,331	17,150	19,181	6,668	5,292	9,621	4,590	5,201	4,959	—
2000	35,381	16,694	18,687	5,813	5,000	8,508	5,007	4,828	6,225	—
2005	34,087	16,124	17,963	5,095	4,546	7,503	5,480	4,508	6,955	—
2010	32,614	15,394	17,220	4,681	3,842	6,873	4,802	4,885	7,527	4
2015	30,683	14,395	16,288	4,141	3,167	6,312	3,973	5,294	7,755	41
2020	28,643	13,431	15,212	—	—	—	—	—	—	—

(資料：国勢調査)

(2) 専業兼業別農家数

(単位：戸)

区分 年次	総戸数	農家数	専業	兼業			自給的農 家
				計	第1種	第2種	
1990	11,514	3,294	1,254	1,600	663	937	440
1995	11,866	2,944	1,130	1,428	629	799	386
2000	12,201	2,720	1,022	1,297	548	749	401
2005	12,358	2,504	958	1,096	464	632	450
2010	12,190	2,255	969	837	356	481	449
2015	12,173	1,958	898	652	263	389	408
2020	11,786	1,417	—	—	—	—	—

※ 家族農業経営のみ。

※ 2020センサスより、専兼業別の分類調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

(3) 農家人口

(単位：人)

区分 年次	総数	男	女	15才 未満	15～ 29才	30～ 49才	50～ 59才	60～ 69才	70才 以上
1990	14,215	6,960	7,255	2,501	2,190	3,390	2,242	2,090	1,802
1995	12,470	6,112	6,358	1,877	1,836	3,080	1,685	2,149	1,843
2000	9,963	4,887	5,076	1,350	1,526	2,273	1,249	1,637	1,928
2005	8,372	4,128	4,244	908	1,250	1,670	1,272	1,297	1,975
2010	6,821	3,392	3,429	624	879	1,213	1,098	1,099	1,908
2015	5,499	2,814	2,685	493	582	935	837	1,068	1,584
2020	3,678	1,860	1,818	319	298	638	487	801	1,135

※ 家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口、2000年以降は販売農家人口、2020年は個人経営体人口。

(資料：農林業センサス)

(4) 就業状態別農家人口

(単位：人)

区分 年次	15才以上 人口	農業専業 者数	農業収入(主) + その他の仕事(従)	その他の仕事(主) + 農業収入(従)	その他
1990	11,557	6,332	282	2,508	2,435
1995	10,593	5,647	245	2,167	2,534
2000	8,613	5,023	189	1,501	1,900
2005	7,464	4,066	531	1,129	1,738
2010	6,197	3,623		1,322	1,252
2015	5,006	3,186		958	862

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口及び16才以上(15才除外)、2000年以降は販売農家人口及び15才以上。2010センサスより調査項目の変更により、農業専業者数+農業収入(主)+その他の仕事(従)の区別なし。

※2020センサスより、調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

(5) 経営耕地面積

(単位：ha)

区分 年次	総面積	田	畑	樹 園 地				1 戸 当 たり 平均耕地面積
				果樹園	茶園	桑畑	その他	
1990	4,167	2,663	1,281	112	58	46	7	1.27
1995	3,966	2,585	1,223	87	63	5	3	1.35
2000	3,771	2,444	1,176	77	69	0	6	1.39
2005	3,597	2,312	1,131	154				1.44
2010	3,503	2,248	1,140	115				1.55
2015	3,286	2,162	1,016	109				1.68
2020	2,751	1,537	1,156	58				1.94

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家、2020年は総農家についてのもの。2005年から樹園地の各区分は廃止となった。また、各項目を四捨五入しているため、その総和は総面積と必ずしも一致しない。

(資料：農林業センサス)

(6) 経営規模別農家数

(単位：戸)

区分 年次	総数	0.5 ha未満	0.5～1.0 ha	1.0～2.0 ha	2.0～3.0 ha	3.0 ha以上	例外規定
1990	2,854	361	737	1,043	432	227	54
1995	2,558	300	647	920	393	263	35
2000	2,319	281	560	806	351	296	25
2005	2,054	232	456	707	296	334	29
2010	1,806	177	388	606	281	332	22
2015	1,550	145	291	528	251	315	20
2020	1,155	78	223	351	202	250	51

※家族農業経営のみ。2020年は農業経営体についてのもの。「例外規定」は、経営耕地面積30a未満かつ年間農産物販売金額50万円以上の農家。

(資料：農林業センサス)

(7) 農業生産額の推移

(単位：百万円)

区分 年次	生産総額	普通作物	園芸作物	果樹	特用作物 花き	畜産物	その他
2010	15,695	1,635	7,938	715	1,141	4,144	122
2011	17,139	1,775	7,898	693	995	5,642	136
2012	18,775	2,018	8,526	685	645	6,686	126
2013	19,083	2,205	8,517	744	619	6,871	128
2014	19,781	1,243	8,892	680	639	8,199	129
2015	22,720	1,193	8,738	714	552	11,301	132
2016	24,350	1,120	8,980	720	583	12,842	127
2017	23,602	1,131	9,372	680	663	11,632	124
2018	23,210	1,090	8,289	709	635	12,366	120
2019	22,932	1,114	8,574	691	386	12,033	134
2020	22,492	1,132	9,069	744	339	11,103	105
2021	22,897	995	8,202	859	390	12,346	105

※各作目で四捨五入しているため、その総和は「生産総額」と必ずしも一致しない。特用林産物（シイタケ、たけのこ、サカキ等）除く。「その他」は養魚。
(資料：農政課)

(8) 販売金額別農家戸数

(単位：戸)

区分 年次	総数	販売 なし	100 万円以下	100～300 万円	300～500 万円	500～1000 万円	1000 万円以上
1990	2,854	173	769	558	232	563	559
1995	2,558	165	636	418	183	387	769
2000	2,319	198	580	322	151	396	672
2005	2,054	194	376	306	130	298	750
2010	1,806	99	435	263	116	258	635
2015	1,550	87	351	196	114	237	565
2020	1,155	83	176	132	94	208	462

※家族農業経営のみ。2020年は農業経営体についてのもの。

(資料：農林業センサス)

(9) 年代別経営者数

(単位：人・%)

区分 年次	30才未満		30代		40代		50代		60才以上		合計	
1990	17	0.5	416	12.6	741	22.5	1,130	34.3	990	30.1	3,294	100.0
1995	4	0.1	241	8.2	769	26.1	805	27.3	1,125	38.3	2,944	100.0
2000	4	0.2	123	5.3	500	21.6	594	25.6	1,098	47.3	2,319	100.0
2005	6	0.3	61	3	348	16.9	607	29.6	1,032	50.2	2,054	100.0
2010	2	0.1	45	2.5	217	12.0	484	26.8	1,058	58.6	1,806	100.0
2015	4	0.3	48	3.1	146	9.4	371	23.9	981	63.3	1,550	100.0
2020	0	0.0	48	4.2	135	11.7	223	19.3	749	64.8	1,155	100.0

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家、2020年は農業経営体についてのもの。
(資料：農林業センサス)

(10) 年代別就業人口

(単位：人・%)

区分 年次	15～19才		20～29才		30～39才		40～49才		50～59才	
1980	206	2.7	725	9.5	1,091	14.3	1,653	21.6	1,792	23.5
1985	145	2.0	646	8.7	1,060	14.3	1,301	17.6	1,888	25.6
1990	112	1.7	427	6.5	919	13.9	1,001	15.1	1,541	23.3
1995	125	2.1	229	3.9	658	11.2	942	16.0	1,158	19.7
2000	148	2.8	205	3.9	443	8.5	798	15.3	890	17.1
2005	80	1.7	162	3.5	310	6.7	643	13.9	891	19.3
2010	48	1.2	147	3.6	265	6.5	434	10.7	756	18.7
2015	20	0.6	80	2.4	237	7.1	328	9.8	587	17.5
2020	21	0.7	74	2.7	200	7.3	295	10.8	444	16.2

区分 年次	60～69才		70才以上		合計		60才以上が
1980	1,400	18.3	772	10.1	7,639	100.0	28.4%
1985	1,493	20.2	857	11.6	7,390	100.0	31.8%
1990	1,688	25.5	926	14.0	6,614	100.0	39.5%
1995	1,726	29.2	1,054	17.9	5,892	100.0	47.2%
2000	1,398	26.9	1,330	25.5	5,212	100.0	52.3%
2005	1,099	23.8	1,429	31.1	4,614	100.0	54.8%
2010	925	22.8	1,480	36.5	4,055	100.0	59.3%
2015	884	26.3	1,220	36.3	3,356	100.0	62.7%
2020	760	27.7	950	34.6	2,744	100.0	62.3%

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口及び16才以上(15才除外)、2000年以降は販売農家人口及び15才以上。

2020年は個人経営体。

(資料：農林業センサス)

(11) 新規就農者 (単位：人)

区分 年次	人数
2011	23
2012	17
2013	13
2014	12
2015	5
2016	7
2017	12
2018	10
2019	17
2020	11
2021	5

※宮崎県新規就農者就農状況等調査による。

(12) 耕作放棄地のある農家数及び面積

(単位：戸・a)

区分 年次	田		畑		樹園地		計	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
1990	214	3,056	181	3,411	36	1,538	392	8,005
1995	229	3,833	182	3,894	18	1,136	390	8,863
2000	331	6,149	198	4,311	7	417	474	10,877
2005	319	6,373	155	3,529	11	529	441	10,431
2010	309	6,443	141	3,578	6	351	416	10,372
2015	283	6,330	130	3,413	8	186	378	9,929

※家族農業経営のみ。1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家についてのもの。戸数は各区分間に重複があるため、その総和が計と一致しない。1985年の各項目数値は不明。

※2020センサスより、調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

第2. 具体的な目標と推進方法

1. 荒廃農地の発生防止・解消について

(1) 荒廃農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	荒廃農地面積(B)	荒廃農地の割合(B/A)
当 初 (平成 27 年 12 月)	4, 010ha	49. 2ha	1. 21%
現 状 (令和 5 年 3 月)	3, 910ha	20. 3ha	0. 52%
目 標 (令和 6 年 3 月)	3, 910ha	39. 1ha	1. 00%以下

平成 27 年度の耕地面積は 4, 010ha、1 号 2 号荒廃農地面積は 49. 2ha となっており荒廃農地率は 1. 21%である。令和 5 年度までに荒廃農地率を管内の農地面積に対して 1%以下にすることを目標とする。

(2) 荒廃農地の現状と課題

現状と課題としては、担い手の高齢化や後継者不足や耕作条件の悪い農地での新たな荒廃農地が発生している。また、不在地主、相続不明農地の増加により農地の有効利用を図る上で支障をきたしている。

(3) 荒廃農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員、農地利用最適化推進委員、機構集積支援員、事務局職員で農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長名通知）に基づき管内全域を 6 地区に区切り、調査日を決めて実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行うとともに利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(4) 荒廃農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 農地等の利用の最適化の推進に関する基本的な方針

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標に掲げる、これら認定農業者等を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として農地中間管理事業等を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。
- 2 目標年度は令和5年度とする。
- 3 農地等の利用の最適化の推進を行う体制として農業委員16名及び農地利用最適化推進委員16名で連携して取り組むこととする。

3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (平成27年12月)	4,010ha	2,678ha	66.8%
現状 (令和5年3月)	3,910ha	3,026ha	77.4%
目標 (令和6年3月)	3,910ha	3,128ha	80.0%以上

- 1 平成27年度の農地面積は4,010ha、担い手への集積面積は2,678haとなっており農地集積率は66.8%である。令和5年度までに管内の農地面積における農地集積率を80%にすることを目標とする。方法としては農地利用最適化推進委員と農業委員が連携を図り、積極的に現場に足を運び、農地所有者に理解を促し農地の出し手の掘り起こし活動を行い、農地中間管理事業を活用するなど利用権設定をして担い手への集積に努めていきたい。

また、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

- 2 「地域計画」作成に向けた取組方針及び関係機関・関係団体との連携については関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、西都農業協同組合、農業活性化センター、土地改良区及び担い手協議会等による連携体制を整備する。

担い手の育成確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
当 初 (平成 28 年 4 月)	1,958 戸 (776 戸)	83 1 経営体	2 経営体	0 経営体	2 団体
現 状 (令和 5 年 3 月)	1,417 戸	749 経営体	29 経営体	86 経営体	0 団体
目 標 (令和 6 年 3 月)	1,657 戸 (758 戸)	791 経営体	8 経営体	0 経営体	10 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに市とともに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地所有者を確知することができない農地について

農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
当 初 (平成 28 年 4 月)	5 人 (2.5) ha	0 法人 () ha
現 状 (令和 5 年 3 月)	8 人 (1.5) ha	0 法人 () ha
目 標 (令和 6 年 3 月)	8 人 (4.0) ha	1 法人 (0.5) ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、就農促進の拠点である宮崎県青年農業者等育成センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社）等との連携のもと、児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、西都農業協同組合等との連携を図り、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供を行い、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

② 新規就農相談会等への参加について

市、児湯農林振興局、西都農業協同組合等と連携し、新規就農希望者相談会等に農業委員や推進委員は積極的に参加することでその情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を充実させていく。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3. 「地域計画」の目標を達成するための役割

西都市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、西都市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地パトロールによる農地の適正利用の確認

- ・農家への意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力